見 積 依 頼 書
(オープンカウンター方式)

令和8年11月5日

見積依頼業者　各位

〒162-8805
東京都新宿区市谷本村町5-1
防衛省統合幕僚監部
総務部総務課会計室　担当:森根
TEL:03-3268-3111(内線30249)
FAX:03-5269-3282
メール:morinekagu@js.dss.mod.go.jp

下記の要求による、見積書の提出を依頼します。

「統合幕僚監部オープンカウンター方式実施要領」を熟知の上、参加されたい。

記

1 件　　名　アタッシュケース他1件
2 規　　格　仕様書のとおり
3 数　　量　1式
4 納　　期　令和9年2月26日(金)
5 要求番号　26S1B20061
6 納　　地　自衛隊サイバー防衛隊
7 提出期限　令和8年11月27日(金)　11:00 まで(メール・『FAX可・・「本紙」郵送等で必ず提出。』)
8 見積合わせ日時
　令和8年11月27日(金)　14:00
9 同等品申請提出期限
　令和8年11月13日(金)　12:00 までに提出。
10 全省庁統一資格を有さない場合の確認資料等の連絡期限
　令和8年11月13日(金)　12:00
11 競争参加資格

以下の(1)から(3)の何れかの条件を満たすものであること。

(1) 全省庁統一資格「物品の販売」D等級以上(参加地域:関東・甲信越地域)を有する者。(見積書提出期限までに資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを提出。)

(2) 中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第50条第1項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第52条第1項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業者(官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。)

(3) (1)又は(2)に該当しない中小企業者であって、防衛省の会計機関と直近1年間で1件以上の契約の履行実績が確認できる事業者

12 契約条項

物品売買契約条項（基本契約条項）
談合等の不正行為に関する特約条項
暴力団排除に関する特約条項

13 その他付記事項

落札者が、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、12に掲げる契約条項のほか、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。

14 提出先及び本記載事項への照会

統合幕僚監部総務部総務課会計室契約係　担当：森根

TEL：03－3268－3111（内線:30249）

別紙様式第６

支出負担行為担当官
防衛省統合幕僚監部総務部総務課
会 計 室 長　　前 田　　邦 彦　殿

住　　所
会 社 名
代表者名

同等品による入札・見積申請書

入札・見積に際し次の品目について、内訳書に示す品目の同等品をもって入札等に参加したく申請致します。

件　　名：アタッシュケース他1件

調達要求番号：26S1B20061

番号	品　　名	形　　式	機能・性能	単位・数量	可・否

＊カタログ等機能・性能が確認できる資料を添付のこと。

上記製品の 全部 ・ 一部 を同等品として認める。

全部 ・ 一部 を次の理由により認めない。

理由：

階級　　氏名

~~入札書~~・見積書

令和8年11月27日

支出負担行為担当官
防衛省統合幕僚監部総務部総務課
会計室長　　前田　　邦彦　　殿

住　　所
会 社 名
代表者名
担当者名
電話番号

調達要求番号 ： 26S1B20061

統合幕僚監部「入札及び契約心得」及び基本契約条項等を承諾の上、下記のとおり提出します。

金額 ￥			納期（履行期限）		令和9年2月26日	
			納地（履行場所）		自衛隊サイバー防衛隊	
品　　名	規　　格	単位	数量	単価	金　　額	備　考
アタッシュケース他1件	内訳書のとおり	式	1			
	以下余白					
合　　計						

(注)単価及び金額欄には、見積った契約金額の100/110に相当する金額を記入する。

内　訳　書

番号	品　　名	規　　格	単位	数量	単　価	金　額	備　考
1	ｱﾀｯｼｭｹｰｽ	ｱﾙﾐｰﾌｧｲﾌﾞｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ 0526-200NF　又は 同等以上のもの（他社製品を含む）	個	2			・薄型かつダイヤル錠 ・パチン錠のダブルロック ・2重ロック機能付
2	SDｶｰﾄﾞ	Team TG004G0SD28K 又は ｸﾞﾘｰﾝﾊｳｽ　GH-SDC-D4G 又は 同等以上のもの（他社製品を含む）	個	280			情報保証およびサプライチェーンリスク低減の観点から、製造元および流通経路が明確であり、国内における保証・サポート体制を有するもの
		以下余白					
	計						

入札書・見積書

令和8年11月27日

支出負担行為担当官
防衛省統合幕僚監部総務部総務課
会計室長　　前田　　邦彦　　殿

住所・会社名・代表者名・
連絡者を記入（ゴム印等可）

住　　所
会 社 名
代表者名
担当者名
担 当 者
連 絡 先

調達要求番号：　26S1B20061

統合幕僚監部「入札及び契約心得」及び基本契約条項等を承諾の上、下記のとおり提出します。

金額￥

			納期（履行期限）		令和9年2月26日	
			納地（履行場所）		自衛隊サイバー防衛隊	
件　　名	規　　格	単位	数量	単価	金　　額	備　考
アタッシュケース他1件	内訳書のとおり	式	1			
	以下余白					
合　　計						

各欄に入札金額
（税抜）を記入

【内訳書について】
・規格：該当する規格のみ記載すること
・単価、金額を記入すること

（注）単価及び金額欄には、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を記入する。

調達要求番号：２６Ｓ１Ｂ２００６１

統　合　幕　僚　監　部　仕　様　書		
品　名　又　は　件　名	仕様書番号	ＪＳＯ－２０－０００２Ｂ
カタログ共通仕様書	作成年月日	令和２年１２月１７日
	改正年月日	令和４年　７月１３日
	作成部隊等	統合幕僚監部総務部会計室

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，統合幕僚監部で使用する物品（市販品）の調達について規定する。カタログ品の仕様は、**2.3** に規定する事項を除き製造者の仕様及び社内規格並びに商慣習による。

1.2　用語及び定義

本仕様書にある「支出負担行為担当官等」とは、支出負担行為担当官及びその補助者のことをいう。

1.3　関連文書

ＩＴ利用装備品等及びＩＴ利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第８０７号　令和３年１月２１日）

2　製品に関する要求

2.1　品名及びカタログ製品名

この仕様書で調達する製品の品名及びカタログ製品名は，調達品目表による。

2.2　機能・性能

ＩＴ利用装備品等は，情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止，暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると契約の相手方が知り，又は知り得べきソースコード，プログラム，電子部品，機器等の埋込み又は組込みその他の官の意図せざる変更が行われていないものでなければならない。

2.3　特別な要求

特に必要な場合は調達品目表に記載する。

3　検査

検査は本仕様書に基づき，支出負担行為担当官補助者が行うものとする。

4　出荷条件

製品の梱包は，再生利用の容易さ及び廃棄時の負担軽減に配慮されていること。

5　その他

5.1　グリーン購入法の順守について

本調達物品等が「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の基準を満たすものであること。ただし，基本方針の改定があった場合には，これに従うものとする。

5.2　納品について

a)　庁舎立入り

庁舎内への立入り及び施設への立入りについては，庁舎内で定められた関係規則の手続きを行うと共に，諸規定に従うものとする。

b) 配送について

1) 本契約の履行に当たっては，都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）に規定する，ディーゼル車規制に適合する自動車を使用し，または使用させること。

2) 本契約の履行において使用し，又は使用させる自動車の自動車検査証（車検書）の提示を求めた場合，速やかに提示すること。

c) 搬入等

1) 各施設及び職員等に損害を与えた場合は，受注者の責任において，復旧及び補償すること。

2) 警備の観点から，納品される物品等については，X線検査を行うことにより多少時間がかかることを了承すること。

5.3 仕様書の疑義

本仕様書に疑義が生じた場合には，支出負担行為担当官等と協議すること。

調達品目表

調達要求番号		２６Ｓ１Ｂ２００６１	作成部課		自衛隊サイバー防衛隊
調達要求年月日		令和８年１０月２８日	作成年月日		令和８年１０月２１日
番号	品 名	カタログ製品名	数量	単位	備 考
1	ｱﾀｯｼｭｹｰｽ	ｱﾙﾐｰﾌｧｲﾌﾞｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ 0526-200NF 又は 同等以上のもの（他社製品を含む）	2	個	・薄型かつダイヤル錠 ・パチン錠のダブルロック ・2重ロック機能付
2	SDｶｰﾄﾞ	Team TG004G0SD28K 又は ｸﾞﾘｰﾝﾊｳｽ GH-SDC-D4G 又は 同等以上のもの（他社製品を含む）	280	個	情報保証およびサプライチェーンリスク低減の観点から、製造元および流通経路が明確であり、国内における保証・サポート体制を有するもの
	以下余白				

注１　この調達品目表に記載したカタログ製品名は，製品指定するものを除き，製品を選定する際の参考として例示したものであり，当該製品を指定するものではない。

注２　納品は契約業者による直納を基準とするが、配送する場合は可能な限りまとめて発送すること。